

子ども・子育て支援金制度の概要について

1. 国民健康保険税に子ども・子育て支援金が追加されます

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年度から国民健康保険税と合わせて子ども・子育て支援金を徴収することとなります。

2. 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

この支援金の使いみちは、子ども・子育て支援法で、主に以下の子育て支援の取組に充てるものとされています。

・ 児童手当の拡充	・ 妊婦のための支援給付
・ 出生後休業支援給付	・ 育児時短就業給付
・ こども誰でも通園制度	・ 育児期間中の国民年金保険料免除

3. 想定される子ども・子育て支援金の徴収額

こども家庭庁の試算による、医療保険加入者一人当たりの平均月額は、次の表のとおりです。令和8年度から令和10年度までは段階的に上がり、令和10年度以降も継続して徴収するものです。

令和8年度の各世帯の徴収額は、令和7年中の所得に応じて決定し、令和8年6月に世帯主宛に送付する納税通知書でお知らせします。

子ども・子育て支援金は、子ども（18歳未満）からは、被保険者均等割を徴収しません。この分の必要な額は、全ての18歳以上の被保険者に按分して徴収することとなります。

また、国民健康保険においては、低所得者に対する軽減措置や、賦課限度額が設けられます。

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,200円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 1,000円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,800円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

※国の一定条件の元で計算した試算のため、実際には相当程度の幅が見込まれます

4. 旭市における子ども・子育て支援金の課税について

令和8年度から、国民健康保険税に子ども・子育て支援金分を追加するにあたり、千葉県が示す市町村標準保険料率（※）を基に税率を設定することとしてよろしいかお伺いします。

※標準保険料率とは、厚生労働省のガイドラインに基づき、県が市町村ごとの保険料率の標準的な水準を算出したもの。